



メンテナンス 必要なのは体だけ? 心の病は大丈夫?

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」健康部門優秀作品



令和2年11月 No.617
 発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
 (印刷物による年間購読料3,600円)

- 年末・年始労災防止強調運動を実施します(1)~(4)
- [厚労省]トラック運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検の状況について …(5)~(7)
- 奈良県支部で「フォークリフト運転競技大会」を実施!!(7)
- 令和元年度業務実績評価報告等を理事会で審議 ……(7)
- 埼玉県支部が「労働災害撲滅緊急宣言要請決起会議」を開催 ……(8)
- 令和2年産業殉職者合祀慰霊式挙行 ……(9)
- 陸災防役職員「高尾みころも霊堂」を参拝 …(9)
- 連載 マコマコ博士のメンタルヘルス2020 (10)~(11)
- 連載 やさしく解説「労働安全衛生法」 ……(12)
- 荷役が「オンライン」講習会(荷主向け)のご案内 …(13)
- 高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナーのご案内 …(14)
- 腰痛予防対策講習会のご案内 ……(15)
- [厚労省]11月は「過労死等防止啓発月間」です…(16)
- [厚労省]「荷主どうし」の共同配送に興味のある荷主企業を募集 ……(17)
- 陸災防 安全衛生図書・用品カタログ (18)~(21)
- 災害事例とその対策(荷役) ……(22)
- 小企業無災害記録表彰 ……(23)
- 労働災害発生状況(令和2年速報) ……(23)

年末・年始労働災害防止強調運動 (令和2年度)

本年9月末現在における陸運業における労働災害による死亡者数は、前年同期比16.7%の減少となっているものの、死傷者数は、前年同期に比べ2.8%の増となっています。この憂慮すべき事態を重く受け止め、より一層労働災害防止に向けた取組を、陸災防本部、支部、会員事業場が一丸となって推進することが必要となっています。

陸災防では、12月1日から1月31日までの間を「年末・年始労働災害防止強調運動」として展開します。年末・年始は荷動きの増加や冬期における気象条件等により労働災害が発生しやすい時期ですので、今一度事業場内の安全管理体制を確認いただき、労働災害防止活動をなお一層積極的に実施していただきますようお願い申し上げます。

令和2年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動 実施要綱 (10月9日付)

1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(計画期間 2018年度~2022年度)に基づき、

- ①死亡者数：2018年から2022年の5か年中に15%以上減少させる(2020年は、99人以下)
- ②死傷者数を2017年から5%以上減少させる(2020年は、14,912人以下)
- ③健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和2年の労働災害発生状況(1~8月速報

値)は、死亡災害が45人(前年同期比△7人、△13.5%)と減少がみられるものの、死傷災害は8,989人(前年同期188人、2.1%)と大幅な増加となっている。

特に、死傷災害では、墜落・転落、動作の反動無理な動作、転倒、はさまれ・巻き込まれ等による荷役作業中の災害が多発しており、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、厚生労働省が「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を示したところであり、同ガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも必要である。

また、陸運業においては長時間労働による

過労死等が問題となっており、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年12月1日(火)から令和3年1月31日(日)までの2か月間を、令和2年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和2年12月1日(火)から令和3年1月31日(日)まで

3 スローガン

健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善

(令和2年度安全衛生標語 健康部門最優秀作品)

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の約7割を占める荷役災害の防止を重点とし、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(以下「荷役ガイドライン」という。)に基づき、全国各都道府県における荷役ガイドライン研修会の実施、荷主

等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、荷主等に対する安全診断・改善指導の実施、「荷役災害防止安全教育」を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。

- (2) 死亡災害の約4割を占める交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、「高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進を図る。
- (3) 特に冬季は、積雪や凍結による転倒災害が多発するため、厚生労働省及び労働災害防止団体が主唱する「STOP! 転倒災害プロジェクト」に掲げる事項を踏まえた取組を推進する。
- (4) 高齢労働者の労働災害を防止するため、エイジフレンドリーガイドラインの周知を図るとともに、各労働局・労働基準監督署の協力の下、高齢労働者荷役労働災害防止対策コンサルティング事業を推進する。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の完全実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動(KY活動)、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - 交通事故、労働災害防止大会の開催
 - 「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施

- 「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
- 陸運災防指導員会議等の開催
- 「腰痛予防対策講習会」(厚生労働省委託事業)への参加勧奨

(2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料(後掲)を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 行政との連携、広報等

- 厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- 広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- 安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(本誌4頁に掲載)により職場の安全衛生点検を行う。
- 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- 「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画(2018年度～2022年度)
- 陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし
- 荷役作業安全ガイドラインのあらまし～陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止～
- 陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- 荷役作業を安全に～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- 荷役災害防止設備等の事例集
- 安全作業連絡書の活用を!
- 陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 「STOP! 転倒災害」リーフレット
- トラック運送業界の過労死等防止計画(全日本トラック協会)
- 陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
- 働き過ぎていませんか?(厚生労働省)
- ストレスチェックと結果活用のサポートは中災防に!!(中央労働災害防止協会)

DVDビデオ

- 「はい作業の安全」(DVD)
- 「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)
- 「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」(DVD)

職場の安全衛生自主点検表(共通)

令和元年5月作成

事業場名	従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日	点検者氏名
印		

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「炎防規程」や厚生労働省が平成25年3月に策定した「荷役ガイドライン」の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点検項目	点検	項	目	点検	結果
1 基本的な取組(リスクの低減)					
安全衛生方針の表明(1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。)	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
安全衛生目標の設定(同上)	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
安全衛生計画の作成(同上、計画の実施、評価、改善を含む。)	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
リスクアセスメントの実施(荷役作業関係)	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
安全衛生管理規程の作成(交通及び荷役労働災害防止を含む。)	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
2. 安全衛生管理体制					
労働者 10~49人	労働者 50人以上				
安全衛生推進者の選任	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
安全衛生推進者の選任	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
安全衛生推進者の選任	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
安全衛生対策等会合の設置	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
3 安全衛生教育の実施状況					
雇入れ時の教育	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
作業内容変更時の教育	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
日常の教育(危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等)	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
能力向上の教育(安全管理者等の定期教育等)	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
事故発生者に対する教育	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
腰痛予防のための管理者教育	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
腰痛予防のための作業従事者教育(自動車運転者、重労働取扱者)	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
4 健康管理					
雇入れ時の健康診断	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
定期健康診断(年1回)	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
深夜業従事者に対する健康診断(年2回)	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
過重労働対策(時間外・休日労働時間数)	<input type="checkbox"/>	月45時間以内	<input type="checkbox"/>	月45時間超~80時間以内	<input type="checkbox"/>
※ 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間	<input type="checkbox"/>	月80時間超~100時間以内	<input type="checkbox"/>	月100時間超	<input type="checkbox"/>
時間外・休日労働が1月当たり80時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
ストレスチェックの導入(50人以上義務、50人未満努力義務)	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>
高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>

(注) 荷役ガイドライン: 厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
炎防規程: 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- 作業計画の作成(車両系荷役運搬機械による作業) している していない 該当なし
- 荷役災害防止の担当者の指名* している していない 該当なし
- 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 している していない 該当なし
- 積卸し作業指揮者の選任(一の荷でその重量が100kg以上) している していない 該当なし
- 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施* している していない 該当なし
- 荷役作業の危険予知訓練 している していない 該当なし
- 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* している していない 該当なし
- (2) 荷役災害防止の措置
 - 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書)* している していない 該当なし
 - トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* している していない 該当なし
 - 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 している していない 該当なし
 - 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策* している していない 該当なし
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー エ テールゲートリフター オ ロールバックスバルレット している していない 該当なし
 - 作業開始前点検(該当するものに○をつけてください。)
ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他 している していない 該当なし
 - 定期自主検査(同上) している していない 該当なし
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他 している していない 該当なし
 - 危険作業従事資格者の配置(同上) している していない 該当なし
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 エ 玉掛け作業 オ その他 している していない 該当なし
 - 保護帽(墜落時保護用) している していない 該当なし
 - 安全靴の使用 している していない 該当なし

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- 運行管理者の選任 している していない 該当なし
- 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 している していない 該当なし
- (2) 適正な労働時間
 - 時間外労働及び休日労働に関する協定 している していない 該当なし
 - (原則: 1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間、自動車運転者は令和6年3月31日まで猶予) している していない 該当なし
 - 拘束時間等(1ヶ月298h以内)(1日13h以内)(1日の運転9h以内)(1日の運転50km以内) している していない 該当なし
- (3) 走行管理等
 - 走行計画の作成及び指示 している していない 該当なし
 - 走行経路の決定 している していない 該当なし
 - 乗務記録に基づく適正な走行管理 している していない 該当なし
 - 点呼の実施 している していない 該当なし
 - 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 している していない 該当なし
 - 乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認 している していない 該当なし
- (4) 安全衛生教育、意識の高揚
 - 交通危険予知訓練 している していない 該当なし
 - 運転適性診断 している していない 該当なし
 - 意識の高揚(該当するものに○をつけてください。)
ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他 している していない 該当なし

(注) *印の付いた項目は、荷役作業安全ガイドラインに関連する項目です。

【厚生労働省公表】

トラック運転者を使用する事業場に対する平成 31 年・令和元年の監督指導、送検の状況について

はじめに

厚生労働省では、全国の労働局や労働基準監督署が、平成 31 年・令和元年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検等の状況を取りまとめました。

この取りまとめの中から、トラックの自動車運転者を使用する事業場に対して行われた監督指導や送検の状況について紹介します。

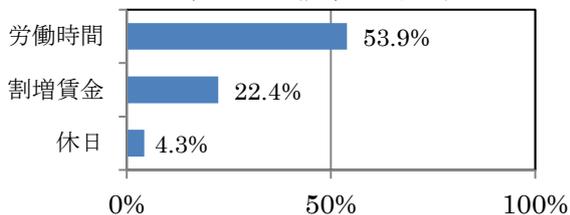
1 監督指導の状況

(1) 労働基準関係法令の主な違反内容

※ 表中の（）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

監督実施事業場数	3,222
労働基準関係法令違反事業場数	2,672 (82.9%)

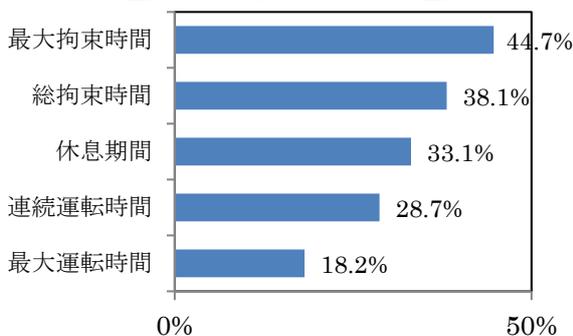
主な違反内容（労働基準法）



(2) 改善基準告示の主な違反内容

監督実施事業場数	3,222
改善基準告示違反事業場数	1,940 (60.2%)

主な違反内容（改善基準告示違反）



(3) 過去 3 年間の監督指導状況

	31 年・元年	30 年	29 年
監督実施事業場数	3,222	5,109	4,295

	31 年・元年	30 年	29 年
労働基準関係法令違反事業場数	2,672 (82.9%)	4,271 (83.6%)	3,607 (84.0%)
改善基準告示違反事業場数	1,940 (60.2%)	3,419 (66.9%)	2,963 (69.0%)

(4) 監督指導の事例

長時間労働を行わせているおそれのある運送会社に対して監督指導を実施

【概要】

■ 運転者の中に、1 日の拘束時間が上限の 16 時間を超える日が 1 か月に 17 日あり、1 か月の総拘束時間が約 500 時間、1 か月の時間外労働が 36 協定の上限を上回る約 120 時間となっている者が認められた。

【指導内容】

1 36 協定の上限時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。
また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

【指導事項】

労働基準法第 32 条違反（労働時間）、長時間労働の削減

2 運転者の 1 日の拘束時間が 16 時間を超えていること、1 か月の総拘束時間が 293 時間を超えていること及び勤務終了後に継続 8 時間以上の休息期間を与えていないことについては是正勧告した。

【指導事項】

改善基準告示違反（1 日の最大拘束時間、1 か月の総拘束時間及び休息期間

3 時間外・休日労働が月 80 時間を超えた労働者に対して、面接指導等を実施する体制が確立されていなかったため指導した。

【指導事項】

時間外・休日労働が 1 か月当たり 80 時間を超える労働者について面接指導等を実施するよう努めること

【指導後の会社の取組】

- 指導事項を実施するため、荷主に協力を求めた結果、配車の効率化や減便が行われ拘束時間が短縮されたことにより、1か月の時間外労働が45時間以下となった。
- また、1日の拘束時間が16時間以下、1か月の総拘束時間が293時間以下となり、休息期間が継続8時間以上となった。
- 80時間を超えて時間外・休日労働を行った労働者について、個別面談により意見を聴く機会を設け、面接指導等に繋がりやすい環境を整備した。

(参考) **トラック運転者に係る改善基準告示**

- ・1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）
- ・1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内
- ・休息期間：勤務終了後、継続8時間以上
- ・最大運転時間：2日平均で1日当たり9時間、2週平均で1週間当たり44時間を超えない

2 送検状況

- (1) 平成29年から平成31年・令和元年までの3年間における業種ごとの重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数

31年・元年	30年	29年
38	42	50

- (2) 送検事例

<事例1>

勤務中に交通事故で死亡した運転者に違法な長時間労働を行わせていたため送検

【捜査経過】

- トラック運転者が、高速道路で他のトラックに衝突し死亡するという事故が起きたことから、所属事業場に立ち入り、この運転者について事故以前の就労状況等を確認した結果、36協定の上限時間を超え、1か月約130時間、1日最大約13時間の違法な時間外労働を行わせていたことが判明した。

【被疑事実】

- 事業場（法人）及び専務取締役
36協定の上限時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。
- [違反条文]
労働基準法第32条（労働時間）

<事例2>

長時間労働に関する情報提供があった事業場において、繰り返し自動車運転者に違法な長時間労働を行わせていたため送検

【捜査経過】

- 長時間労働が行われているとの情報提供をきっかけに、事業場に立ち入り、労働時間の関係書類等を確認した結果、自動車運転者である複数の労働者について、36協定で定める上限時間を超え、1か月最大約100時間の違法な時間外労働を行わせていたことが判明した。
- この事業場は、同様の法違反を繰り返し発生させていたことから、悪質と判断し送検した。

【被疑事実】

- 事業場（法人）及び営業所長
36協定の上限時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。
- [違反条文]
労働基準法第32条（労働時間）

<事例3>

トラックに荷を積む作業を行わせるに当たり、労働者に保護帽を着用させていなかったため送検

【捜査経過】

- 労働者に対して、最大積載量13.7トンのトラックの荷台上で、保護帽を着用させずに、荷積み作業を行わせていたところ、当該労働者が荷台から墜落し、死亡するという労働災害が発生した。
- 危険を防止するために必要な措置が講じられておらず、重大な法違反と判断し、法人及び代表取締役を送検した。

【被疑事実】

- 事業場（法人）及び代表取締役
最大積載量が5トン以上の貨物自動車

への荷積又は荷卸作業を行わせるに当たり、保護帽を着用させなかったこと。

〔違反条文〕

労働安全衛生法第20条（危険防止措置）、労働安全衛生規則第151条の74（保護帽の着用）

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っています。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

31年・元年	29年	28年
109	99	110

3 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果改善基準告示違反等を相互に通報しています。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

	31年・元年	30年	29年
労働基準監督機関から通報した件数	692	1,063	1,133
労働基準監督機関が通報を受けた件数	527	539	519

4 厚生労働省の取組

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

【支部の活動】

奈良県支部で「フォークリフト運転競技大会」を実施！！

奈良県支部では、新型コロナウイルス感染拡大のため、当初8月に計画されていたフォークリフト運転競技大会について、会員からの要望もあり、10月17日(土)、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期して開催されました。

参加は5名、室内での学科競技は実施せず、点検競技及び運転競技を実施しました。さらに、当日はあいにく天候が雨のため、危険防止の配慮から運転競技には制限時間を設けずに実施されました。

参加者からは、来年こそ全国大会出場を目指して、運転技術及び安全意識の向上に努めたいとの声がありました。



【陸災防 第9回理事会を開催しました】

令和元年度業務実績評価報告等を理事会で審議

陸災防は10月26日(月)都内にて第9回理事会を開催しました。

第9回理事会では、令和元年度業務実績評価の結果報告及び令和2年度における業務実施状況について審議され、いずれも承認されました。

次回の理事会では来年度の事業計画（素案）について審議を行う予定です。



【支部の活動】

埼玉県支部が「労働災害撲滅緊急宣言要請決起会議」を開催



陸運防埼玉県支部は10月6日(火)埼玉県トラック総合教育センターにて「埼玉県労働災害撲滅緊急宣言要請決起会議」を開催しました。

各分会へ緊急要請することを目的に開催

同会議は、埼玉県内の陸運業の労働災害の大幅な増加傾向を踏まえ、支部、分会が一体となってトラック荷台からの墜落・転落災害の防止等を徹底し陸運業の労働災害の大幅な減少を目指し、各分会に緊急要請することを目的として、埼玉労働局の後援を得て開催されました。

会議には、鳥居伸雄埼玉県支部長、同支部副支部長、また埼玉労働局阿部健康安全課長を始めとした来賓のほか、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底するため、埼玉県支部分会から代表者1名に出席を限定し、参加人数を40名程度に絞り開催されました。

なお、本決起会議の内容は今後埼玉県支部のホームページにて掲載予定です。

支部長及び埼玉労働局健康安全課長から挨拶

始めに、鳥居埼玉県支部長が主催者を代表し労働災害撲滅緊急宣言要請決起会議の開催目的等について挨拶され、続いて来賓の阿部健康安全課長から挨拶があり、埼玉県における陸運業の労働災害の現状と課題等について説明がありました。



鳥居支部長挨拶

本部安全管理士が講演

次に、講演が行われ、陸運防本部遠藤安全管理士より「墜落・転落災害防止対策の重要性」と題して講演を行い、続いて、関東交通共済協同組合の涌井専任講師より「トラックにおける荷役作業中の労災事故防止」と題してDVD放映を含めた講演がありました。



本部遠藤安全管理士による講演

陸運業の労働災害の撲滅、大幅な減少を目指すことを誓う

続いて、埼玉県支部遠藤副支部長が労働災害撲滅緊急宣言要請文を読み上げ披露した後、要請文を各分会の代表者である荒川労働災害防止推進委員長に手交しました。



労働災害撲滅緊急宣言要請文の手交

締めくくりに、荒川推進委員長の発声のもと墜落・転落災害及びフォークリフト災害防止について参加者全員でシュプレヒコールを上げ、埼玉県内の陸運業の労働災害の撲滅、大幅な減少を目指すことを誓いました。

最後に、主催者を代表して、埼玉県支部桶本副支部長が各分会に労働災害の大幅な減少を目指した一層の取組への協力を促し、閉会しました。

＜令和2年産業殉職者合祀慰霊式挙行＞

10月28日(水)、東京都八王子市の「高尾みころも霊堂」において、産業災害によって殉職された方々の御霊を合祀しお慰めするため、標記慰霊式（独立行政法人労働者健康安全機構主催）が厳かに執り行われました。本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から例年より規模を大幅に縮小し約70名の遺族、関係者等が参列されました。

式典では、遺族総代表により御霊簿が奏上され、新たに2,541名（全産業。疾病を含む。）の御霊が合祀され、既に奉安された昭和22年以降に殉職された御霊と合わせて266,200余名の方々の御霊が奉安されました。

そして、内閣総理大臣、厚生労働大臣による慰霊の言葉に続き、参列者全員が黙祷を捧げた後、慰霊の詩が朗読され、参列者による献花が行われました。

当協会からは、青木均副会長・愛知県支部長、横尾雅良専務理事が参列しました。



献花を行う青木副会長・愛知県支部長（手前）



高尾みころも霊堂

＜陸災防役職員「高尾みころも霊堂」を参拝＞

高尾みころも霊堂（産業殉職者霊堂）は、産業災害で殉職された方々の尊い御霊をお慰めするため、昭和47年5月に労働福祉事業団（現労働者健康安全機構）が産業界等の協力を得て建立し、毎年秋には産業殉職者合祀慰霊式が挙行されています。昨年4月には上皇上皇后両陛下が同霊堂を行幸啓され、慰霊式には5年毎に皇太子同妃両殿下が行啓されております。

陸災防本部では、令和2年産業殉職者合祀慰霊式に先立ち、10月16日(金)、23日(金)に合計8名の役職員が高尾みころも霊堂を訪問し、奉安されている産業殉職者の御霊に参拝いたしました。

参拝に当たり、職員の方に丁寧に霊堂内を案内していただき、高尾山麗に日本経済発展にご貢献された26万余の御霊が手厚く祀られていることに思いを致し、労働災害防止に向けての決意を新たにいたしました。



11階 拝殿

11階 拝殿
霊堂のシンボルゾーン。産業殉職者の霊位が奉安され、永遠の灯がともされています。



9階 霊位前

9階 奉祀之霊位
霊堂にお祀りする霊位（奉祀之霊位）を、天人像がお守りしています。

【連載 I】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2020
(第9回)

テーマ「職場の『メンタル不調』風景(その9)」

— 男よ、強がりはやめよう!! —

精神科医 夏目 誠

柳に雪折れなし

昔からよく「柳に雪折れなし」と言いますが、「故事ことわざ辞典」によれば、「しなやかな柳の枝は、雪が降ってもその重みに耐えて折れることがない。対して、堅い木は雪の重みで枝が折れることもある。そこから、柔軟なものの方が剛直なものよりも、かえって耐える力が強いことをいう。」



PIXTA

と、説明しています。私はズッと「男は樫の木」で、「女性は柳」ではないかと考えていました。男は強直で力勝負には強いが、柔軟性に乏しいので複雑な対応は上手くいかない。

女性は柔軟で耐える力が強いので、時間をかけながらほかの人の意見も聞きながら対処するのでスムーズに行きます。それゆえに男は、ストレス対処の方法などを女性から学ぶ方がよいのではないかと考えています。

男性の自殺率は女性の2.5~5倍！

この思いが強くなったのは精神医学の大きなテーマである自殺からです。男性と女性の自殺率では、日本は2.5倍以上、アメリカは約4倍、ロシアに至っては5倍以上になっています。如何に追い詰められた状況で、男性は図示したように樫の木のようにボキッと折れるが、女性はたおやかに対処しているからではないかと考察しています。言う間でもなく平均寿命では約6年も女性の方が長生きしています。加えて男性は妻が死去すれば落ち込み、数年後に亡くなる人が多いのですが、女性では少ないです。

男はココロがボキッと折れやすい



男の強がりは逆効果

昨今の新型コロナ禍も加味した厳しい状況の持続を見ていますと、今まで通りの対処で上手いかず、追い詰められれば、男は病気になるか自殺する可能性が高いでしょう。なぜなら男性の多くは追い詰められている自分に気づかない。周りが心配しサポートをしようとしても、「大丈夫だ。できますよ」と言って、援助を拒む。

追い詰められ、戸惑っている状況でも、どうしたら良いかわからない人が多いようです。「弱みを見せてまで、相談したくない」と思いがち。これこそが男をダメにする強がりの本質です。

本当に強い人は、気楽に相談に行きますよ。

強調したいです。男は強がらずに弱音を吐き、泣く。涙する必要があると思います。弱さがある自分を素直に認め、仲間などに相談するか、専門機関を訪れることです。

最後に、「マコトの一言」で締めさせていただきます。



【連載Ⅱ】安全衛生水準向上にお役立てください！

やさしく解説「労働安全衛生法」

第8回

7 産業医（第13条）

産業医とは、事業場において労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導・助言を行う医師のことです。

産業医制度は、かつて「医師である衛生管理者」とされていたものが、昭和47年に安衛法が制定されたときに、専門医学的立場で労働衛生を遂行する者であることを明確にするために「産業医」という呼称に改められたものです。

その後、平成8年の法改正で、産業医が職務を的確に遂行するため備えるべき労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に係る要件が設けられました。

(1) 産業医の選任

産業医の選任は、業種に関わらず労働者50人以上の規模の事業場に義務付けられています。

産業医は、選任すべき事由が発生した日（労働者数が50人以上になった日）から14日以内に選任する必要があります。

また、産業医を選任したときは、安衛法100条に基づき、所轄の労働基準監督署に「産業医選任報告」を提出しなければなりません。

なお、事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合が想定され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあります。そのため、事業者の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者は、産業医として選任できません。

(2) 産業医の資格

産業医は、「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する」など一定の要件を備えた医師です。

産業医の資格には、例えば次の者があります。

- ① 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修を修了した者（日本医師会の行う認定産業医研修など）

- ② 労働衛生コンサルタント試験（保健衛生）に合格した者

(3) 産業医の職務

産業医の職務については、安衛法第13条に、次のように規定されています。

労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わなければならない。

健康管理その他の厚生労働省令で定める事項については、安衛則第14条に、次のように規定されています。

次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 二 長時間労働者に対する面接指導の実施とその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 三 ストレスチェックの実施並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 四 作業環境の維持管理に関すること。
- 五 作業の管理に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- 七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 八 衛生教育に関すること。
- 九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(4) 産業医の辞任・解任時の衛生委員会等への報告

産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく（おおむね1月以内）、その旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会（衛生委員会等）に報告しなければなりません。（以下次号）

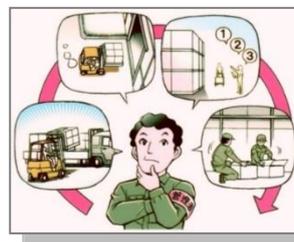
【受講料無料】厚生労働省補助事業

荷役作業安全ガイドライン講習会(荷主向け)のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者及び荷主等それぞれの実施事項が示されました。本年度は、この荷役ガイドラインをご理解いただくための講習会を全国で行います。受講料は無料です。

この講習会は、**荷主等の自社の労働者の労働**

災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。



荷主等の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

講習会への参加を希望される方は、陸災防都道府県支部にお申込みいただくようお願いいたします。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

「荷役作業安全ガイドライン講習会(荷主向け)」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	11月26日(木)	北海道トラック総合研修センター	三重	12月7日(月)	プラザ洞津
青森	11月16日(月)	青森県トラック総合研修センター	京都	1月29日(金)	京都アスニー
岩手	12月18日(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	兵庫	1月頃	兵庫県トラック総合会館
宮城	2月15日(月)	卸町会館 大会議室	奈良	11月26日(木)	奈良県トラック会館
福島	2月17日(水)	福島県トラック協会 県中研修センター	和歌山	11月18日(水)	ルミエール華月殿
栃木	12月9日(水)	栃木県トラック協会	鳥取	11月17日(火)	新日本海新聞社 中部本社ホール
群馬	2月頃	調整中	島根	12月3日(木)	島根県民会館
埼玉	12月4日(金)	東部従業員サービスセンター	岡山	1月20日(水)	岡山県トラック総合研修会館
千葉	調整中	調整中	広島	11月30日(月)	広島県トラック総合会館
東京	1~2月	東京都トラック総合会館	徳島	2月8日(月)	徳島県トラック会館
神奈川	調整中	調整中	香川	1月21日(木)	香川県トラック総合会館
新潟	3月8日(月)	新潟県トラック総合会館 6階会議室	愛媛	12月11日(金)	愛媛県トラック 総合サービスセンター
石川	2月25日(木)	石川県トラック会館	高知	1月頃	調整中
岐阜	12月10日(木)	岐阜県自動車会館	福岡	11月20日(金)	リファレンス駅東ビル
静岡	1月19日(火)	静岡県トラック協会研修センター	佐賀	11月26日(木)	佐賀県トラック協会
愛知	12月9日(水)	中部トラック総合研修センター	鹿児島	11月18日(水)	鹿児島サンロイヤルホテル
右の都道府県につきましては、開催終了しております。			秋田、山形、茨城、富山、福井、山梨、長野、滋賀、大阪、山口、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄		

高齢労働者に配慮した陸運業のための 労働災害防止対策セミナー（受講料：無料）

昨今、高齢労働者の就労が一層進んでおり、60歳以上の労働災害も増加傾向にあります。この現状を受け、厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」が策定しました。このセミナーでは、高齢者の災害の現状、行動特性、災害事例などを紹介し、陸運業において高齢者の労働災害防止対策をどのように進めていくかを提案します。

また、陸運業の労働災害で、墜落・転落に次いで多い災害は、トラック荷台等での荷崩れによるものとなっています。①積み付け・固縛機器の取扱い、②荷締め機の不備による災害事例及びその対策、③荷役作業ガイドラインについて解説します。

全国で開催します。皆さまには積極的なご参加をお待ちしています。

「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」のご案内

内 容	高齢労働者の労働災害防止対策について トラック荷台での積荷の安全、適切な固定・固縛作業について
定 員	約50名(先着順)
参加費	無料
申込方法	陸災防都道府県支部へご連絡ください。

「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道①	11月27日（金）	旭川地区トラック研修センター	岐阜	1月25日（月）	岐阜県自動車会館
北海道②	1月25日（月）	函館地区トラック研修センター	愛知	2月頃	調整中
青森	1月19日（火）	青森県トラック総合研修センター	三重	1月28日（木）	三重県トラック会館
岩手	1月25日（月）	岩手県トラック協会総合研修会館	滋賀	1月26日（火）	滋賀県トラック総合会館
宮城	1月18日（月）	卸町会館 中ホール	島根	12月4日（金）	くにびきメッセ
秋田	1月19日（火）	秋田県トラック協会研修センター	岡山	1月14日（木）	岡山県トラック総合研修会館
茨城	2月頃	茨城県トラック会館	徳島	12月9日（水）	徳島県トラック会館
栃木	12月10日（木）	栃木県トラック協会	香川	2月16日（火）	香川県トラック総合会館
群馬	11月17日（火）	群馬県トラック総合会館	愛媛	2月5日（金）	愛媛県トラック 総合サービスセンター
千葉	1月28日（木）	千葉県トラック会館	高知	11月27日（金）	調整中
東京①	11月11日（水）	東京都トラック総合会館	佐賀	2月12日（金）	佐賀県トラック協会
東京②	11月13日（金）	東京都トラック総合会館	長崎	1月26日（火）	長崎県トラック協会研修会館
神奈川	調整中	調整中	熊本	1月15日（金）	調整中
新潟	1月14日（木）	新潟県トラック総合会館 6階会議室	大分	2月2日（火）	大分県トラック会館 5階「大会議室」
石川	1月27日（水）	石川県トラック会館	沖縄	1月22日（金）	九州沖縄トラック研修会館
右の都道府県につきましては、開催終了しております。			山形、福島、埼玉、富山、福井、山梨、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、広島、山口、福岡、宮崎、鹿児島		

令和二年度 厚生労働省委託事業

腰痛予防対策講習会

参加費
無料【腰痛】第三次産業における
職業性疾病の7割を占めます。

今後、社会的役割の拡大が見込まれる陸上貨物運送事業の現場において腰痛予防対策が重要な課題となっています。そこで「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を目的とした無料の講習会を、陸上貨物運送事業を対象に全国16箇所で開催いたします。腰痛予防に役立つ知識やスキルの習得に是非ご活用ください。

予防は治療に
勝ります

対象

陸上貨物運送事業の事業場の衛生管理担当者向け

13:30~ 受付開始

14:00 開講

16:00 終了

内容

腰痛予防対策指針をイラスト等によりわかりやすく解説した陸上貨物運送事業者向けのテキストを使用します。

- 腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり
- 荷姿の改善、荷の重量の明示など
- 車両運転などの作業における留意
- 作業実施体制とリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの活用
- 厚生労働省や関係団体が行う支援事業や助成金の紹介
- 人力による重量物の取り扱いの際の重量制限、作業実施体制など
- 労働者の身体負担を軽減する機械の紹介
- 腰痛を起こしにくい作業動作、腰痛予防体操(実技)

※講習内容は予告無く変更される場合があります

日程・会場

山形	9月9日(水)	ヤマコーホール 7階 大ホール	神奈川	11月5日(木)	ラジオ日本クリエイティブ事務局 3階 A+B会議室
北海道	9月24日(木)	札幌市教育文化会館 3階 研修室305	京都	11月10日(火)	メルパルク京都 6階 宴会会議場D【鞍馬】
鹿児島	10月1日(木)	サンブラザ天文館 6階 ホール	兵庫	11月13日(金)	健康ライフプラザ 5階 ノーリフトラボ
岡山	10月6日(火)	株式会社コープP&S オルガビル B1階 オルガホール	愛知	11月17日(火)	名古屋国際会議場 2号館 3階 234会議室
新潟	10月8日(木)	新潟テルサ 3階 大会議室	大阪	11月19日(木)	エル・おおさか 南館 10階 南1023号室
埼玉	10月13日(火)	JA共済埼玉ビル 3階 大会議室	東京	11月24日(火)	日本教育会館 7階 中会議室
群馬	10月20日(火)	ビエント高崎 本館 6階 602号室	千葉	11月25日(水)	TKPガーデンシティ千葉 4階 コンチェルトA
福岡	10月28日(水)	都久志会館 4階 401~404会議室	静岡	11月27日(金)	バルシェ 7階 第1~3会議室

お申し込み方法

Webから
お申込み
いただきます

1 「平プロモート」で検索。HP内「腰痛予防対策講習会」リンクへ。

平プロモート

検索

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>

2 腰痛予防対策講習会「残席確認・オンライン申込み」より各対象講習へお申込みください。

3 申込後、メール(受講票)が自動返信されますのでご確認ください。



注意事項

- 各会場とも先着順でお申込みを受け付け、定員に達し次第締め切りいたします。(各会場異なるため、残席数はWebサイトにてご確認ください)
- お申込みの際は、必ず受講される方の名義でお願いいたします。また、同一名義でのご予約は一席のみとなりますのでご注意ください。
- お申込み時にご記入いただいた個人情報につきましては、株式会社平プロモートの個人情報保護に関する基本方針に基づき、安全かつ適正に管理いたします。また、本講習会に必要な一連の業務以外に使用することはありません。
- 講義の録音・録画・撮影等はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- 講習会終了後、1~3か月以内に腰痛予防対策講習会参加後の取組状況を把握するための「フォローアップアンケート」をお送りいたしますので、ご協力をお願いいたします。
- 受講の際には必ずマスクを着用していただき、発熱・咳等の症状が見られる場合には、参加を控えていただきますようお願いいたします。
- 台風や災害、新型コロナウイルス感染症の状況により講習会を延期または見合わせる場合がありますのでご了承ください。また、定員数は政府による新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき設定しているため、今後の状況により変更される場合がありますのでご了承ください。最新情報は弊社ホームページに随時掲載いたしますので、ご確認ください。

お問い合わせ先

株式会社 平プロモート 腰痛予防対策講習会
〒471-0867 愛知県豊田市常盤町1-88 事務局TEL : 050-3532-9119 / FAX : 050-3397-6564
mail : yotsu-yobo@tairapromote.co.jp

運営協力 ● 日本ノーリフト協会 日本労働安全衛生コンサルタント会 中央労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

【厚生労働省からのお知らせ①】

11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導などを行います。

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、47都道府県48会場（東京は2会場）でシンポジウムを開催します（無料でどなたでも参加できます。）。

〔参加申込方法〕 事前に下記ホームページからお申込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

[過労死等防止啓発ポスター](#)

[過労死等防止啓発パンフレット](#)

[過労死等防止啓発リーフレット](#)

2 過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導などを行います。

〔過重労働解消キャンペーン特設ページ〕

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

【過重労働解消キャンペーン取組概要】

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣名による協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて地域に紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへの重点的な監督指導を行います。

4 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します（無料でどなたでも参加できます。）。

〔URL〕 <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>

詳細は次の URL からご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13557.html

【厚生労働省からのお知らせ②】

トラック運転者の長時間労働改善に向けて、「荷主どうし」の共同配送に興味のある荷主企業を募集します

～「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」において
11月30日まで募集、来年1月以降にオンラインミーティングを開催～

厚生労働省は、「荷主連携マッチング～あい積ミーティング～」と題して、荷主企業が、物流生産性向上とトラック運転者の長時間労働改善に向けた意見交換を行うオンラインミーティングを、来年1月～2月に開催します。このたび、このオンラインミーティングに参加する荷主企業を、11月30日まで、以下のとおり募集します。

「荷主どうし」の共同配送に興味のある荷主企業のみなさま、ぜひご参加ください。

■募集概要

【募集対象】 「荷主どうし」の共同配送に興味のある荷主企業

【募集期間】 令和2年11月2日(月)～11月30日(月)

【募集方法】 下記のポータルサイトで企業からの参加エントリーを受け付けます。エントリー企業には、当該企業の物流の状況などを回答していただく「参加申込書」と「自己紹介カード」を、厚生労働省委託事業者（株式会社富士総研）からメールで送付します。企業からの「参加申込書」などの提出をもって参加申込完了となります。

■「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

■オンラインミーティングの概要

【開催概要】

トラック運転者の長時間労働改善に向けて、荷主どうしの出会いを支援し、物流における連携のきっかけを提供するオンラインミーティングです。日頃出会うことのない他の荷主の方々と、共同配送を通じた物流生産性向上に向けた意見交換をしてみませんか？

来年1月～2月に、「1回当たり3～4社程度×計5回程度」、オンラインで開催する予定です。詳細は、参加エントリーされた企業にお知らせします。

【開催の背景】

トラック運転者は、他業種の労働者と比べて長時間労働の実態にあります。その背景には、荷主や配送先の都合により、長時間の荷待ち時間（貨物の積み込みや荷下ろしの順番を待つ時間）や、手荷役（手作業での貨物の積み込みや荷下ろし）が発生するなど、貨物運送における取引慣行などからトラック運送事業者の努力だけでは改善が困難な問題が存在しています。

重要な社会インフラである物流が滞らないようにするために、そしてトラック運転者の長時間労働を改善していくためには、荷主企業とトラック運送事業者の双方が歩み寄り、そして協力しあって、取引環境の適正化に取り組むことが必要不可欠です。

このオンラインミーティングでは、トラック運転者の長時間労働改善のための有効な取組である「荷主どうし」の連携のうち、共同配送に興味のある荷主企業の出会いの場を提供します。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト



ロールボックスパレット及びテールゲートリフターは、物流の効率化や作業者の負担軽減などに貢献する人力荷役機器・装置の一つですが、近年これらに起因する労働災害が多く発生しています。今般、労働安全衛生総合研究所の大西先生の監修により取扱方法等の詳しい解説を掲載し、発刊しました。

A4判／40頁／頒価 770円／平成30年6月

【DVD】ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール



「ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト」の補助教材として本DVDを作成しましたので併せてご活用ください。

DVD／11分／頒価 770円／平成30年6月

ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック



本ハンドブックは、ロールボックスパレットの作業に従事する方々が安全な作業ができるよう、災害事例などを基にイラストを多く使って分かりやすく説明しています。是非、社内の教育用、作業者の携帯用としてご活用ください。

手帳サイズ（10.5×15cm）16頁／頒価 220円／平成29年6月

セット購入割引のご案内

テキストとDVDをセットでお買い求めいただきますと、770円＋770円＝1,540円のところ、**セット価格 1,320円**（税込）にて販売いたします！

【DVD はい作業ビデオ】 はい作業の安全



はい作業の現場で働く方々への安全教育教材としてお使いください！

【主なコンテンツ】

- 災害発生の仕組み
- はい作業の基本
- 荷役運搬機械によるはい付け
はい崩しの安全作業
- 異常発見時の措置

DVDビデオ／約21分／頒価 11,000円／平成30年1月

【DVD フォークリフトビデオ】 フォークリフトによる安全な荷役運搬作業



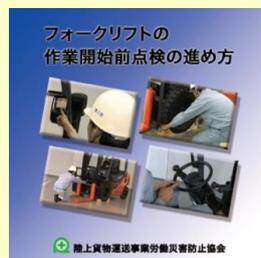
フォークリフトの運転は、技能講習等により一定の運転技能が身に付いているものの、実際の荷役運搬作業の場面では、必ずしも安全な運転となっていない場合が多く見受けられ、不安全な操作に起因する事故も少なくありません。

このDVDは、フォークリフトによる荷役運搬作業について、安全な運転方法を映像とナレーションで示すことにより、より安全な操作を確認できるものとなっています。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

DVDビデオ／23分36秒／頒価 11,000円／平成28年10月

【DVD フォークリフトビデオ】 フォークリフトの作業開始前点検の進め方



「労働安全衛生規則第151条の25（点検）」により定められているフォークリフトの作業開始前点検を実際の点検の様子を映した映像とナレーションにより分かりやすく紹介しています。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

ダイジェスト映像：<http://www.rikusai.or.jp/>

DVDビデオ／25分37秒／頒価 11,000円／平成23年2月

複数購入割引のご案内

3枚以上のご注文で
20%OFF!!

2枚のご注文で
10%OFF!!
(19,800円)

DVDの
組合せは
自由です！

安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

<荷役災害防止関係>

	荷役災害防止担当者教育テキスト 頒価 1,595円	この図書は、厚生労働省の策定した「荷役ガイドライン」で示された「荷役災害防止担当者」の教育用テキストです。 なお、この図書は、陸運業の荷役災害防止担当者にも、また荷主等の荷役災害防止担当者にも使用できる共通の教育用テキストとなっております。 A4判/151頁/令和元年8月 第3版
	作業指揮者必携 <安全教育テキスト> 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」「積卸し作業指揮者」 頒価 1,925円	車両系荷役運搬機械等を用いて作業する場合の「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車等に積卸しする作業を行う場合の「積卸し作業指揮者」の選任が法令で定められています。 これらの作業指揮者教育を実施する際に必要なテキストとしてとりまとめたものです。 A4判/155頁/令和元年5月 改訂3版
	はい作業安全必携 -はい作業主任者技能講習テキスト- 頒価 1,595円	本書は、はい作業主任者技能講習用のテキストです。 多くの写真、図、イラスト等を用いて、分かりやすく解説したものであり、技能講習用のテキストとしてだけでなく、はい作業の安全確保のためにも広く事業場で活用いただけるものです。 A4判/180頁/令和2年6月 改訂4版
	荷役運搬機械等による はい作業の安全 頒価 1,265円	厚生労働省の「安全衛生教育推進要綱」に基づいて実施することとされている「荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育」について、フォークリフト、クレーン等を用いるはい作業従事者に対する教育用テキストとして作成しました。参考書としてもご利用ください。 A5判/158頁/平成25年6月 改訂2版
	荷役運搬作業の 安全作業マニュアル 頒価 1,375円	荷役運搬機械、設備等についての安全化を進めるうえでご留意いただきたい事項等について、マニュアルの形で取りまとめたものです。本書をモデルとして安全作業マニュアルを作成いただける内容となっております。陸運業以外の業種にも共通して活用いただけます。 A4判/176頁/平成25年5月 改訂2版
	フォークリフト 運転業務従事者安全 教育テキスト 頒価 1,705円	フォークリフト運転技能講習を修了してフォークリフトの運転業務に就いている(就く)方を対象とした安全教育・能力向上教育用のテキストです。 なお、運転をする方だけでなく、関係者の参考書としても役立つ内容になっております。 A4判/150頁/令和2年2月 改訂3版
	フォークリフトの安全 Q&A50 頒価 990円	本書は、フォークリフトを使用した荷役作業について、安全担当者、現場責任者、フォークリフト運転作業者が、安全な作業の確保のために知っておくべきことを、質問形式により、分かりやすく説明したものです。 A4判/86頁/平成24年3月 初版
	フォークリフト 災害事例集 -災害事例に学ぶ- 頒価 825円	フォークリフトが関係している災害について、33事例を取り上げ、災害発生の状況、原因、再発防止対策等を取りまとめたものです。巻末には、作業計画の立案と作業指揮者の選任等に関する参考資料を掲載してあります。 A4判/96頁/平成15年5月
	荷役作業従事者のための 安全必携 -荷役作業安全ガイドラインの作業 者講習用テキスト 陸運事業場用- 頒価 990円	厚生労働省の策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」では、荷役作業に従事する労働者に対し、荷役作業を安全に行うための教育を実施することが示されています。 このテキストは、荷役作業に従事する陸運事業者の労働者が知っておくべき内容を分かりやすくまとめたものです。 B5判/72頁/平成26年7月 初版

<交通労働災害防止関係>

	新ガイドライン対応 交通労働災害防止担当 管理者必携 -交通労働災害防止担当管理者教 育テキスト- 頒価 1,595円	交通労働災害防止担当管理者を新たに選任した場合に行う教育のためのテキストとしてとりまとめたものです。 陸運業関係の法規制等についても具体的に記載して、ガイドラインの内容の理解に資することとしました。陸運業だけではなく、製造業や第三次産業における交通労働災害の防止にも対応した内容のものとなっております。 A4判/263頁/令和元年5月 改訂5版
	交通労働災害防止 のためのガイドライン 解説書 頒価 1,375円	厚生労働省が示しているガイドラインについて、その理解をすすめるために、項目ごとに解説をしたものです。 ガイドラインが求める対策は、陸運業だけでなく、商業、建設業、製造業等の業種によって異なることから、解説書では、業種ごとに必要な対策を明確にするとともに、交通事故防止に係る法令等についても記載しています。 A4判/152頁/平成24年3月

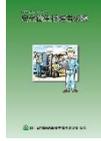
安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

<交通労働災害防止関係>

	<p>交通労働災害・事事故例集 -災害事例に学ぶ-</p> <p>頒価 825 円</p>	<p>当協会の各都道府県支部で実施した交通労働災害防止事例研究会の成果を基に、代表的な交通労働災害 30 事例について、事故の特徴や傾向、災害原因となった問題点、災害防止対策等を取りまとめたものです。</p> <p>巻末には災害事例研究の手法を用いて交通労働災害について、原因の究明と防止対策を樹立していく方法を掲載してあります。</p> <p>A4判/97頁/平成15年7月</p>
	<p>職場ですすめる交通労働災害防止 -ヒヤリ・ハットから交通KYTまで-</p> <p>頒価 880円</p>	<p>小規模事業場でも容易に実践することができる交通労働災害防止のための手法として、ヒヤリ・ハット活動、交通危険予知トレーニング、指差し呼称、交通危険マップ等を取りあげ、これらの手法について易しく解説を加えました。また、交通危険予知トレーニングを行える「イラストシート集」を併せて掲載しました。</p> <p>B5判/50頁/平成20年7月 改訂版</p>

<安全管理関係>

	<p>やさしく学ぶ労働安全衛生関係法令 -陸上貨物運送事業-</p> <p>頒価 1,210 円</p>	<p>労働安全衛生法は、過去の重大な労働災害を踏まえ、その再発防止のために事業者が何をしなければならないかを示したものです。</p> <p>本書では、左のページに法令を記載し、右のページにてその法令を分かりやすい形に整理して内容の説明を行い、理解しやすいものとしています。</p> <p>是非職場の安全衛生水準の向上にお役立てください。</p> <p>A4判/180頁/令和2年7月</p>
	<p>労働災害としての過労死を予防するための基礎知識</p> <p>頒価 1,100円</p>	<p>陸運業においては、労働災害としての過労死の予防が大きな課題となっております。</p> <p>過労死の労災認定の状況をはじめ、過労死発祥のメカニズム、労災認定の仕組み、認定基準、企業の責任などについて分かりやすく解説したものです。</p> <p>A4判/87頁/平成28年6月</p>
	<p>高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き ~高齢になっても安全・健康に働くために~</p> <p>頒価 1,100 円</p>	<p>高齢の自動車運転者はもとより、高齢の荷役作業従事者も対象に、企業としてどのようにしたら高齢従業員に安全・健康に働いてもらうことができるか、また、高齢従業員自身もどのようにしたら安全・健康に働くことができるかを示したものです。</p> <p>A4判/115頁/令和2年7月</p>
	<p>陸運業のための安全衛生推進者必携</p> <p>頒価 2,530円</p>	<p>労働安全衛生法では、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならないとされています。</p> <p>本書は、陸運業に従事する安全衛生推進者の養成講習用として活用いただけます。</p> <p>腰痛予防及びメンタルヘルス対策についても掲載しています。</p> <p>A4判/208頁/令和2年7月 改訂</p>
	<p>安全管理者必携 -安全管理者選任時研修テキスト-</p> <p>頒価 2,420 円</p>	<p>平成18年の労働安全衛生法等の改正により、安全管理者の選任要件として、従来の学歴と実務経験に加えて厚生労働大臣が定める「安全管理者選任時研修」の修了が必要となりました。本書は、この研修用テキストで、陸運業における作業の特殊性を加味した内容の研修用テキストです。</p> <p>A4判/168頁/平成22年5月 改訂初版</p>
	<p>リスクアセスメントイラストシート -荷役作業におけるリスクアセスメントの実際-(第2集)</p> <p>頒価 1,375 円</p>	<p>荷役作業時の労働災害を防止するためには、「リスクアセスメント」の取組が有効です。本書では、主な荷役作業をイラストで紹介し、演習形式でリスクアセスメントの手法が身につくようにしたもので、リスクアセスメントイラストシートの第2集として新たに15の事例を収録しています。</p> <p>A4判/71頁/平成25年4月 第1版</p>
	<p>リスクアセスメントイラストシート -荷役作業におけるリスクアセスメントの実際-(第1集)</p> <p>頒価 1,375 円</p>	<p>事業場でどのようにリスクアセスメントを導入していくかを示すとともに、作業事例に基づくリスクアセスメントの実施方法を分かりやすく紹介しています。</p> <p>さらに、20の作業事例をイラストで示していますので、演習問題としてこれらのリスクアセスメントに取り組むことにより、リスクアセスメントの実践力が身につくようになっていきます。</p> <p>A4判/80頁/平成20年6月 第1版</p>
	<p>陸運業で働く人のはじめの安全と健康 -雇入れ時等の安全衛生教育テキスト-</p> <p>頒価 990円</p>	<p>新規に雇い入れた従業員は、作業のどこに危険があるかよく分からないことから、被災のリスクが高いと考えられます。</p> <p>法定の雇入れ時等の教育で、陸運業の職場に共通する基礎的な事項についての的確に教育するためには、このテキストを活用することが大変に効果的です。</p> <p>A4判/77頁/平成26年5月 改訂初版</p>

安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

【安全ポスター／カレンダー／紙のぼり】			【資格者ワッペン・シール】				
							
			フォークリフト運転資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm		
							
			ショベルローダー等運転資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm		
安全ポスター No.78			210 円	B2判 (728×515 mm)			
			玉掛技能資格者ワッペン・シール				
			玉掛技能資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm		
							
			小型移動式クレーン運転資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm		
標語入り 年末・年始労働災害防止強調運動紙のぼり			210 円	(250×1,080 mm)	【安全旗】		
			安全旗(特大)				
			安全旗(特大)	3,080 円	140×210 cm		
			安全旗(大)				
			安全旗(大)	1,760 円	104×156 cm		
運転者、作業者の安全意識高揚を図るためのカレンダーです。無災害の日を緑色で塗り、緑十字をつくりましょう。			安全旗(中)				
			安全旗(中)	1,320 円	86×129 cm		
			安全旗(小)				
			安全旗(小)	990 円	70×105 cm		
安全記録カレンダー2021 年版			528 円	A2判 (420×594 mm)	【安全衛生旗】		
運転者、作業者の安全意識高揚を図るためのカレンダーです。無災害の日を緑色で塗り、緑十字をつくりましょう。			安全衛生旗(特大)				
			安全衛生旗(特大)	3,630 円	140×210 cm		
			安全衛生旗(大)				
			安全衛生旗(大)	2,200 円	104×156 cm		
			安全衛生旗(中)				
安全衛生旗(中)	1,540 円	86×129 cm					
安全衛生旗(小)							
安全衛生旗(小)	1,210 円	70×105 cm					
安全衛生旗(卓上)							
安全衛生旗(卓上)	1,650 円	12×16 cm					

お申し込みは、陸災防支部または本部へお願いいたします。

陸災防本部 TEL:03-3455-3857



購入方法のご案内

2020年11月

災害事例
と
その対策

フレコンの倒壊による死亡災害

【怖い崩壊・倒壊】

事故の型が崩壊・倒壊に分類される労働災害は様々ありますが、今回取り上げるのは、フレコン(フレキシブルコンテナ)の倒壊による死亡災害です。

フレキシブルコンテナは、その名のとおり柔軟性に富んでいるので、海上コンテナ・鉄道コンテナの様に一つひとつが完全に同じ形状を持っている訳ではありません。

そのため、直に積み重ねる場合には、特に注意が必要です。

陸上貨物運送事業労働災害防止規程の中でも、「フレキシブルコンテナ入りの荷は、2段積み以下とし、目落し積みとすること。」としています。

次に2件の死亡災害事例を示します。

【死亡災害事例1件目】

被災者は、フォークリフトを用いて、屋外に置かれていたペレット(固形燃料)の運搬作業に従事していました。製造作業場所に戻ってこなかったため、同僚が探したところ、ペレットの入っていたフレコンバッグ(約1t)の下敷きになった状態で発見されました。

(1段目のフレコンバッグが破けたため、中のペレットが漏れ出したことにより、2段目のフレコンバッグが安定度を失い、倒壊して被災したものと考えられます。)

【死亡災害事例2件目】

高さ約3mで3段積みとしていたフレコンバッグ(シリカ粉入り)が荷崩れを起こし、被災者は約640kgの3段目のフレコンバッグの下敷きとなり、圧死しました。

(なお、災害の現認者はいませんでした。1段目のフレコンバッグが破れシリカ粉が散乱し、ガムテープが残っていたことから、被災者は1段目のフレコンバッグの破れを、ガムテープで補修していたものと思われる。)

【原因】

1件目に関しては、フレコンバッグをどの様に運搬していたのか詳細は分かりませんが、フォークリフトを用いて…ということなので、作業中もしくは空車で移動中に、フォークの先で

バッグを引っ掛けるなどして傷を付けてしまったのかもしれませんが、それに気づき、フォークリフトを置いて、傷の状態を確認しに近づいた時に、急速にペレットの流出が起こり、2段目のフレコンが倒れ掛かったとも考えられます。

2件目に関しては、これもバッグが破れた原因は分かりませんが、気付いた被災者が、何とか補修できると考え、流れ出るシリカ粉を除けながらガムテープを貼ることに集中し、崩れ落ちてくる3段目のフレコンバッグには注意を向けられなかったと想像できます。



出典：職場のあんぜんサイト

【対策】

1 文頭にも書きましたが、フレコンは2段積みまでとし、目落し積みとしましょう。

(今回の事例で分かる様に、フレコンの倒壊は大変怖いものです。全従業員がこの怖さを知ることが大切です。高さが2m以上のはい作業には「はい作業主任者」の選任が必要です。)

2 バッグの損傷に注意を払いましょう。特にフォークリフトの爪による損傷に注意が必要です。

(フレキシブルコンテナ本体は、化学繊維で織られたシートですので、鋭利なものが当たれば、すぐに破れます。)

【その他大切なこと】

フォークリフトでフレコンを吊り上げることは、転倒によるオペレーターの死亡事故につながる、大変危険な行為であることを認識してください。

陸運労災防止協会の表彰制度による小企業無災害記録事業場〔令和2年10月〕					
第4種(10年間)	・株式会社千葉箱伊運輸本社営業所	千葉県支部	第3種(7年間)	・丸全電産ロジステック株式会社福島営業所	福島県支部
第3種(7年間)	・浪江運送有限公司	福島県支部			
	・中部急送株式会社福島営業所	福島県支部			

業種別労働災害発生状況(令和2年速報)

令和2年10月7日現在

項目 業種	死亡						死傷					
	令和2年1月～9月 [速報値]		令和元年1月～9月 [速報値]		対元年比較		令和2年1月～9月 [速報値]		令和元年1月～9月 [速報値]		対元年比較	
	死者数 (人)	構成比 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	511	100.0	548	100.0	-37	-6.8	80,332	100.0	79,591	100.0	741	0.9
製造業	83	16.2	92	16.8	-9	-9.8	16,575	20.6	17,352	21.8	-777	-4.5
鉱業	4	0.8	5	0.9	-1	-20.0	132	0.2	135	0.2	-3	-2.2
建設業	180	35.2	173	31.6	7	4.0	9,692	12.1	9,790	12.3	-98	-1.0
交通運輸業	7	1.4	7	1.3	0	0.0	1,765	2.2	1,997	2.5	-232	-11.6
陸上貨物運送事業	50	9.8	60	10.9	-10	-16.7	10,326	12.9	10,043	12.6	283	2.8
港湾荷役業	3	0.6	5	0.9	-2	-40.0	231	0.3	275	0.3	-44	-16.0
林業	26	5.1	29	5.3	-3	-10.3	877	1.1	878	1.1	-1	-0.1
農業、畜産・水産業	25	4.9	18	3.3	7	38.9	2,001	2.5	1,806	2.3	195	10.8
第三次産業	133	26.0	159	29.0	-26	-16.4	38,733	48.2	37,315	46.9	1,418	3.8

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況(令和2年1月～9月)

令和2年10月7日現在

項目 業種	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
全産業	511	133	14	24	35	39	76	100	4	86
製造業	83	17	4	6	7	7	22	1	0	19
建設業	180	65	4	11	17	12	18	27	1	25
交通運輸業	7	2	0	0	0	1	1	2	0	1
その他	191	35	6	6	8	19	27	50	2	38
陸上貨物運送事業	50	14	0	1	3	0	8	20	1	3
同上対前年増減	-10	3	-1	-3	1	-4	3	-7	1	-3

業種、事故の型別死傷災害発生状況(令和2年1月～9月)

令和2年10月7日現在

項目 業種	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・ 無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	10,326	2,885	1,675	791	437	298	506	1,075	468	10	1,805	376
同上対前年増減	283	66	81	24	-10	-7	-61	-34	-75	-1	270	30

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

広報誌をお届けします(無料)!

陸災防広報誌をEメールでお届けします。
ご登録は、陸災防ホームページからの登録またはファックスするだけです。

FAX
登録方法

STEP1 次の登録申込書に必要事項をご記入ください。

STEP2 申込書をそのままFAXしてください(FAX番号 03-3453-7561)。

陸災防の広報誌 お届け先 **登録申込書** ▶▶ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
都道府県	陸災防 会員の別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員
電話番号	FAX番号		
メールアドレス			

(注) 次のURLから「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。<https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送ります。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）の広報誌

「陸運と安全衛生」のご案内

お届けする広報誌の内容

- 陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を毎月10日にお届けします。
陸災防会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例などを掲載しています。
- 安全と健康に関する様々な情報（厚生労働省情報など）をお届けします。
- 検定、研修会、講座の開催をご案内します。

このサービスは、陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」をEメールにてお届けするものです。登録料、購読料などは不要です。

ご登録いただいていない皆様、安全衛生情報源としてぜひご活用ください。

また、ご登録済みの方は、同僚、取引先の皆様へ広報誌をご紹介ください。



お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 業務部 広報課

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561